

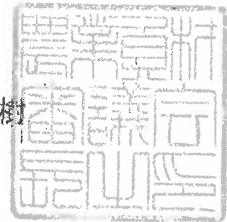


30資審第15号  
平成30年9月28日

農林水産大臣 齋藤 健 殿

環境大臣 中川 雅治 殿

農業資材審議会長 茶園 成樹



農薬を使用する者が遵守すべき基準の変更について（答申）

平成30年9月13日付け30消安第3049号及び環水大土発第1809131号をもって諮問のあった標記の件について、諮問のとおりの内容で改正するのが適当である。